

答申第602号

平成28年12月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成28年12月6日付け神保高国第2939号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市民税・県民税の申告における  
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市民税・県民税の申告にかかる社会保険料控除の内容確認にあたり、あらかじめ保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付済額の収納リストを提供し、対象者の申告受付時に利用することで、所得控除の申告漏れの解消を図ることは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

市民税・県民税の申告における  
国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限に関して」)

【国民健康保険料の収納情報】

- ・住基上住所コード
- ・世帯主氏名（カナ）
- ・納付金額
- ・町通名
- ・丁目・字名
- ・地番
- ・方書
- ・国保証番号

【後期高齢者医療保険料の収納情報】

- ・町通
- ・被保険者氏名
- ・特徴納付額
- ・普徴納付額
- ・納付額計
- ・住所
- ・証番号
- ・作成連番

答 申 第 6 0 3 号  
平成 28 年 12 月 6 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 28 年 11 月 29 日付け  
神保高介第 4200 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

市民税・県民税の申告における介護保険料の収納情報の利用について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市民税・県民税の申告にかかる社会保険料控除の内容確認にあたり、あらかじめ保健福祉局高齢福祉部介護保険課から介護保険料の納付済額の収納リストを提供し、対象者の申告受付時に利用することで、所得控除の申告漏れの解消を図ることは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

市民税・県民税の申告における介護保険料の収納情報の利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限に関して」)

【介護保険料の収納情報】

- ・町通
- ・被保険者氏名（カナ氏名・漢字氏名）
- ・特徴納付額
- ・普徴納付額
- ・納付額計
- ・町通名
- ・丁名・字名
- ・地番
- ・方書
- ・介護証番号